

2021年12月24日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿
広島市長 松井 一實 殿
広島県知事 湯崎 英彦 殿

原爆「黒い雨」被害者を支援する会

意見書

2021年12月23日、厚生労働省と広島市・広島県外との第3回協議が行われ、同協議の中で、厚生労働省から「黒い雨」訴訟を踏まえた審査の指針改正の骨子（案）（「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針」の改正内容骨子）（以下「骨子案」という。）が示された。

「黒い雨」訴訟の原告・弁護団及び被爆者相談員ら支援者で構成される「原爆「黒い雨」被害者を支援する会」（以下「支援する会」という。）は、骨子案について、厚生労働省、広島市及び広島県に対し、以下のとおり、意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 厚生労働省の骨子案について、①黒い雨降雨域に所在していたと認められる者については「黒い雨に遭った者」とし、かつ、②疾病を要件とせず、被爆者援護法1条3号の「被爆者」と認めるよう改めるべきである。
- 2 広島市及び広島県は、骨子案を受け入れず、逆に、前項のとおり改めるよう、厚生労働省と粘り強く協議を継続すべきである。

第2 意見の理由

1 前提となる事実

2021年7月14日、広島高等裁判所第3部（西井和徒裁判長）は、広島市・広島県・厚生労働大臣による控訴を棄却する判決を言い渡し、原告ら84名全員について被爆者健康手帳の交付等を命じた広島地裁判決の結論を維持した。

菅義偉内閣総理大臣（当時）は、同月26日に上告断念を表明し、翌27日、政府は、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話」（以下「総理談話」という。）を閣議決定した。

総理談話は、原告ら84名について、「原子爆弾による健康被害の特殊性にかんがみ、国の責任において援護するとの被爆者援護法の理念に立ち返って、その救済を図るべきである」との方針のもと、「一審、二審を通じた事実認定を踏まえれば、一定の合理的根拠に基づいて、被爆者と認定することは可能であると判断」したとして、「原告の皆様は被爆者健康手帳を速やかに発行することと」したのみならず、「原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対

応を検討します」と述べている。

このように、原告ら黒い雨被爆者を「被爆者」として認定し救済したのと同様、それ以外の同じような事情にあった黒い雨被爆者についても「被爆者」として認定し救済することは、総理談話で示された政府の決定事項である。

以上のとおりであるから、厚生労働大臣は、総理談話が認容し確定した広島高裁判決で示された被爆者援護法の理念・立法趣旨及び黒い雨による被爆類型の被爆者援護法1条3号該当性の要件を踏まえて、被爆者援護法1条3号に係る審査の指針の改正を行う必要がある。

2 骨子案の内容

第3回協議で示された骨子案は、「原告と同じような事情にある者」は、黒い雨に遭った者で、11種類の障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっている者とする。

そして、「黒い雨に遭った者の考え方」として、「①黒い雨に遭ったことが確認できること」が必要としつつ、「黒い雨に遭った」には、黒い雨に遭ったことが否定できない場合を含む」とした。また、「②黒い雨に遭った当時の状況（場所・時間帯、降雨状況、生活状況など）が原告と同じような事情にあったことが確認できること」が必要であるとした。

また、「疾病要件に関する考え方」として、「11種類の障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっていることが確認できること」が必要としつつ、「白内障の手術歴がある者（眼内レンズ挿入者）は白内障にかかっている者とみなすこと」とした。

3 「黒い雨に遭った」の意義について

前記2項のとおり、骨子案は、何をもって「黒い雨に遭った」と認めるのかについて、明示していない。

この点、第2回協議で厚生労働省から示された「原告と同じような事情の認定に当たり考慮すべき内容」には、「①黒い雨を直接浴びた、黒い雨で服が汚れたなど、黒い雨に遭ったことを確認する必要があるのではないか。」とされているところ、「黒い雨に遭った」と認定される場合を、例示されているような「黒い雨を直接浴びた、黒い雨で服が汚れた」場合に限定する趣旨というのであれば、問題がある。

すなわち、広島高裁判決170頁は、「優に、「広島原爆の投下後の黒い雨に遭った」という曝露態様は、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから、たとえ黒い雨に打たれていなくても、空气中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり、地上に到達した放射性微粒子が付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったこと…すなわち「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」…が認められるというべき

である。そうすると、広島原爆の投下後の黒い雨に遭った者は、被爆者援護法1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するといえることができる。」と判示し、黒い雨に打たれていない場合でも、放射性微粒子を体内に取り込み内部被曝による健康被害を受ける可能性があることから、「黒い雨に遭った者」と認められることを明示しているのである。

実際、原告らのうち8名は黒い雨を直接浴びていないが、「黒い雨に遭った者」と認められている。

すなわち、砂谷村で被爆した原告番号市25（「防空壕に逃げ込み、その後、雨が降ってきた。」と認定）、水内村で被爆した同市41（「生後6か月…母の実家で寝かされていたが、自宅周辺には雨が降った」と認定）、安野村で被爆した同県1（「帰宅して昼寝をした。目を覚ました後、父が、今大雨が降っていたんよと話すのを聞いた。」「その後も、山で採った熊笹を用いて笹茶を飲んでいた。」と認定）及び同県23（「原爆投下があったときは、家の前で遊んでいたが、その後、自宅周辺でも雨が降った」と認定）、筒賀村で被爆した同県26（「当時、生後8か月…原爆投下があったときは自宅の隣家の庭で母に背負われていたが、その後、自宅周辺には雨が降った」と認定）、吉坂村で被爆した同市10（「当時、3歳で…原爆投下があったとき、母と共に、家の近くの畑に出かけていたが、その後、自宅周辺に雨が降った。」と認定）、河内村で被爆した同市12（「当時、3歳…原爆投下があったとき、自宅の外道の道で絵を描いていたところ、そのうちに雨が降り、姉たちがびしょ濡れになって学校から帰ってきた」と認定）、観音村で被爆した同市14（「当時、4歳…原爆投下があったときは、自宅にいて、しばらく軒下で外の様子を見ていたが、原告の自宅周辺では激しい雨が降っていた」と認定）は、いずれも黒い雨を直接浴びたりしたとは認定されていないが、広島高裁判決217頁は「本件申請者らの中には、直接黒い雨に濡れたとは認めるに足りない者らも含まれているが、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったことは、前記第4の1柱書のとおりであるから、同人らについても黒い雨に遭った者といえることができる」と判示して、被爆者援護法1条3号該当性を認めているのである。

以上のとおりであるから、「黒い雨に遭った」と認定される場合を、「黒い雨を直接浴びた、黒い雨で服が汚れた」場合に限定するのであれば、それは誤りである。

そして、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから、放射性微粒子を体内に取り込み内部被曝による健康被害を受ける可能性があるという広島高裁判決の判示からすれば、黒い雨降雨域（宇田雨域、増田雨域又は大瀧雨域のいずれかに属する地域）に所在していたと認められる場合（なお、黒い雨降雨域外に所在していた黒い雨被爆者の認定については、本年9月1日付け申入書・第2・1項(2)イで述べたとおりである。）には、「黒い雨に遭った者」と認めるべきである。

4 「疾病要件に関する考え方」について

前記2項のとおり、骨子案は、11種類の障害を伴う疾病を要件とするものである。

しかし、11種類の障害を伴う疾病は、健康管理手当の対象となる疾病であり、被爆者認定とは本来無関係のものである。そもそも、被爆者援護法は、放射線の身体に対する影響が未解明な中、健康と思われる被爆者の中から突然発病する者が生ずるなど、被爆者が健康上の特別の状態に置かれており、その中には絶えず発病の不安に怯える者もみられたことから、被爆者に対して健康診断を行うことにより、その不安を一掃するとともに、障害を有する者については速やかに治療を行うべく制定されたものである。だからこそ、健康診断を含む被爆者援護のスタートラインである被爆者認定に際しては、広く健康被害の可能性が否定できない者を被爆者認定し、被爆者の救済に遺漏なきを期すことが当然の前提とされているのである。その証左として、被爆者援護法1条各号の条文上、疾病の発症は要件とはされていない。にもかかわらず、黒い雨による被爆類型に限って、原爆との関連が想定される11種類の障害を伴う疾病の発症を要件とすることは、論理矛盾である。

このような被爆者援護法の理念・立法趣旨を踏まえて、広島高裁判決151頁は、「被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義は、「原爆の放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情の下に置かれていた者」と解するのが相当であり、ここでいう「可能性がある」という趣旨をより明確にして換言すれば、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と解され、これに該当すると認められるためには、その者が特定の放射線の曝露態様の下にあったこと、そして当該曝露態様が「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」を立証することが必要になると解される」と判示し、さらに第3章・第5・2項（201頁以下）において、広島地裁判決が各原告について11種類の障害を伴う疾病に罹患していると認定した部分を全て削除して、広島原爆の投下後に黒い雨に遭ったことをもって、被爆者援護法1条3号該当性を認めたのであり、疾病を要件とすることは、確定した広島高裁判決を否定するものであり、到底受け容れられないものである。

なお、骨子案は、11種類の障害を伴う疾病の要件について、「白内障の手術歴がある者（眼内レンズ挿入者）は白内障にかかっている者とみなす」として、疾病の要件を緩和している。これは、広島高裁判決確定後、各原告に被爆者健康手帳が交付されたところ、原告のうち2名（市33、市35）は、被爆者健康手帳の交付を受けたにもかかわらず、健康管理手当認定申請は却下されたものの、白内障の手術歴がある者（眼内レンズ挿入者）であったことを踏まえてのことと思われる。

厚生労働省が、広島高裁判決が否定したにもかかわらず、11種類の障害を伴う疾病を要件とすることに固執するのは、現行の健康診断特例措置と402号通達による切替制度との整合性を意識してのことと思われるが、白内障の手

術歴がある者（眼内レンズ挿入者）は白内障にかかっている者とみなすとする
ことは現行制度とも異なる新たな制度を創設することに他ならないのであり、
法解釈論として破綻していると言わざるを得ない。

しかも、厚生労働省は、控訴審において、広島地裁判決が、健康診断特例措置及び402号通達に基づく取扱い等を根拠として、健康管理手当の対象となる11種類の障害を伴う疾病の発症を「黒い雨」による被爆類型に関する被爆者援護法1条3号該当性の要件の一つとしたことについて、控訴理由書「第4本件申請者らが被爆者援護法1条3号に該当するとして原判決の誤り」（127～135頁）等において、402号通達は、飽くまでも、通達上の特別の行政措置を行うための行政措置であり、被爆者援護法1条3号の解釈規範として機能し得ないとか、11種類の障害を伴う疾病の罹患を被爆者援護法1条3号該当性の判断枠組みとして用いることは、被爆者援護法1条3号の文言解釈としてみても疑義があるし、実質的に見ても、健康管理手当の対象となる11疾患は75%の一般国民が罹患するとされる病気であり、原爆放射線特有の疾患というわけではないから、これらの疾患の罹患という結果そのものから、当該手帳交付申請者が、被爆者援護法1条3号に相当するような健康被害に影響を及ぼす可能性のある被爆をしたかどうかという事実を遡って推認することはできないなどと主張し、11種類の障害を伴う疾病の発症を被爆者援護法1条3号該当性の要件とすることを批判していた。

以上のとおり、厚生労働省の骨子案は、現行の健康診断特例措置と402号通達による切替制度とも整合せず、厚生労働省の「黒い雨」訴訟・控訴審における主張とも矛盾するものである。厚生労働省の一連の対応は、まさに「二枚舌」と評価されるべき一貫性のないものであり、厳しく批判されなければならない。

さらにいえば、厚生労働省の骨子案によれば、「黒い雨に遭った」が11種類の障害を伴う疾病を発症していない者は、被爆者援護法1条3号の被爆者とは認められないことを意味する。同じように放射性微粒子による健康被害の可能性が認められる黒い雨に遭い、長年にわたりいつ何時疾病を発症するか分からない不安を抱えて生きてきた黒い雨被爆者を、偶々疾病を発症したか否かによって線引きすることになる骨子案は、新たな分断を生じる結果をもたらすものであり、到底容認することはできない。

よって、黒い雨による被爆類型の被爆者が被爆者援護法1条3号に該当するか判断においては、広島原爆の投下後の黒い雨に遭ったことが認められれば足りるのであり、11種類の障害を伴う疾病の発症は要件とはすべきではない。

5 結語

以上のとおりであるから、厚生労働省の骨子案について、①黒い雨降雨域に所在していたと認められる者については「黒い雨に遭った者」とし、かつ、②疾病を要件とせず、被爆者援護法1条3号の「被爆者」と認めるよう改めるべきである。

広島市及び広島県は、本年12月27日までに骨子案に対する回答をする

予定となっているようであるが、支援する会の意見も踏まえ、骨子案を受け入れることなく、厚生労働省と粘り強く協議を継続すべきである。

以上